

愛知自治体キャラバン実行委員会の要請書への

## 愛知県の文書回答 (2011年)

◇懇談日時 2011年11月17日(月)午後2時～4時

◇懇談場所 愛知県自治センター5階研修室  
(名古屋市役所・西庁舎の西側)

別 紙（様式1）

要請番号	【1】①	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
【1】自治体の基本的あり方について ① 憲法第25条、地方自治法第1条を踏まえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。			
<回答要旨>			
本県におきましては、保健・医療・福祉の光が地域のすみずみまで行き届き、ともに支え合い、誰もが健やかで幸せに暮らせる「あいち健幸社会」の実現を目指して取り組んでいます。 こうした事業の実施にあたりましては、憲法を始め各法令の規定を遵守し、適切に進めているところであります。			

別 紙（様式1）

要請番号	【1】②	所管課名	総務部税務課
------	------	------	--------

<要請内容>

② 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構はやめてください。

<回答要旨>

愛知県地方税滞納整理機構は、平成19年度の所得税から住民税への税源移譲に伴い増加した個人住民税の収入未済額を縮減するため、愛知県と市町村が連携して、平成23年4月に設置した組織でありますので、やめる予定はありません。

別 紙（様式1）

要請番号	【2】①	所管課名	総務部人事担当局人事課
<要請内容>			
【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて ① 職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できるよう にしてください。			
<回答要旨>  本県では、平成22年2月に策定した「第五次行革大綱」に基づき、新たな行政課題への対応などで増員すべきところは増員しながら、事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などの合理化を進めるなど適正な定員管理に努めています。  今後も、必要な住民サービスが提供できるよう、十分配慮しながら対応してまいりたいと考えております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】②	所管課名	防災局防災危機管理課
<要請内容>			
② 防災計画を、マグニチュード9を想定して見直してください。			
<回答要旨>			
東日本大震災の発生を受け、本県の地震防災対策についての検証と必要な見直しを行うこととしております。  その中で、東日本大震災の検証と東海・東南海・南海地震等の被害予測調査を大きな柱として実施することとしており、愛知県地域防災計画につきましても、その検証や被害予測調査結果を踏まえた見直しを行うこととしております。  なお、それ以前におきましても、早急に対応できる項目については、速やかに修正していくこととしております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】③	所管課名	防災局災害対策課 建設部住宅計画課 教育委員会財務施設課
<要請内容>			
③ 小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化を図ってください。			
個人宅の耐震化について促進をはかる施策を充実してください。			
<回答要旨>			
<p>公立学校施設の耐震改修状況調査結果(平成23年8月24日文部科学省発表「岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。」)において、本県は、小中学校の耐震化率が95.5%で全国第3位と高い水準を示しています。平成23年5月に文部科学省は、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備方針」を策定し、その中で公立学校施設の耐震化を平成27年度までのできるだけ早い時期に完了させる目標を定めていることから、耐震化が完了していない市町村に対しより一層耐震化が進むよう働きかけを行います。</p> <p>災害に備えた食料・飲料水の備蓄は、市町村備蓄を原則とし、県備蓄は市町村の備蓄を補完するという立場で必要物資を整備することとしています。なお、想定需要量は、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成16年3月）をもとに算出し、必要量の確保に努めています。</p> <p>災害対策本部機能を始め、地震発生時の災害応急対策に重要な機能を担う防災拠点につきましては、耐震診断調査とその結果に基づき耐震性の確保に必要な改修等を進めており、今後も引き続き県、市町村における取組を行ってまいります。</p> <p>個人宅の耐震化については、県では、全市町村で、昭和56年5月以前に着工された木造住宅に対し、無料耐震診断、耐震改修費補助を行っています。耐震改修費補助は平成22年度までは補助限度額60万円でしたが、平成23年度は90万円に拡大しました（市町村により独自の上乗せ補助等がある）。この他、耐震化をはかるために、市町村職員や町内会役員など連携して、直接所有者に耐震診断を働きかけるローラー作戦を行っています。また、小中学生向けのテキストを作成し、小学校で地震対策出前講座を行うことで耐震化に対する意識向上を図っています。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】④	所管課名	防災局災害対策課
<要請内容>			
④ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。			
<回答要旨>			
<p>避難所は市町村が指定するもので、その整備等は市町村が行います。</p> <p>県は「愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金」により、市町村が実施する避難所等のバリアフリー化事業等に対し助成を行っております。</p> <p>また、同補助金では避難所において災害時要援護の方が必要な、車椅子、障がい者用簡易トイレ、スロープ等の整備に対しても助成しており、市町村が実施する災害時に援護が必要な方への対策を推進しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】⑤	所管課名	地域福祉課
<要請内容>			
⑤ 集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児のための福祉避難所を整備・拡充してください。			
<回答要旨>			
福祉避難所の設置運営は、県の防災計画では市町村が取り組むこととされております。このため、本県では、阪神・淡路大震災発生後の平成9年3月に市町村向けの「災害時要援護者支援体制マニュアル」を策定し、時代に即した改訂を加え、要援護者の所在把握から災害発生時の安否確認、避難誘導、福祉避難所の設置運営まで一貫した対応ができるように、具体的な内容を市町村に明示しているところであります。  今後とも福祉避難所の確保について、市町村に対し引き続き要請してまいります。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】⑥	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
⑥ 災害拠点病院の強化拡充をはかってください。			
<回答要旨>			
<p>災害拠点病院は、災害時において、重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班の派遣機能、医療資機材の貸出機能などを有し、愛知県内では33か所を指定しています。</p> <p>現在、東日本大震災の状況を踏まえ改めて、国で災害拠点病院に関する機能の検討がされておりますので、その結果を基に本県でも災害拠点病院の充実強化を図っていくこととしています。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】⑦	所管課名	防災局災害対策課
<要請内容>			
⑦ 防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。			
<回答要旨>			
県は「愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金」により、市町村が実施する防災マップや避難誘導看板を作成する事業等に助成しております。 このたびの東日本大震災を踏まえ、防災マップ作成事業については「津波・地震対策緊急特別事業」として位置付け、補助率の嵩上げを行うなど、市町村が実施する防災マップ作成事業を特に推進しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】⑧	所管課名	教育委員会健康学習課
<要請内容>			
⑧ 防災教育を徹底してください。			
<回答要旨>			
<p>児童生徒が自らの命を守るため、状況に応じて危険を予測し、回避する能力を高める力を養成する防災教育は大変重要と考えています。</p> <p>本県の各学校におきましては、特別活動の時間などの中で、不測の事態に対応できるよう、年間複数回の防災訓練を実施しています。中には、外部から講師を招いて講演を行ったり、避難訓練を事前に予告せずに実施している学校もあり、各学校の実情に合わせ実効性のある防災教育を進めているところです。</p> <p>また、自らの力で災害に対応できる力を身に付け、学校や地域の防災リーダーとなる人材を育成するために、昨年度から、県教育委員会が名古屋大学と連携して、県内の高校生を対象に「高校生防災セミナー」を実施しています。</p> <p>さらに、今回の大震災を受け、4月初旬に、各学校に対して避難経路等の緊急点検を行うよう通知した上で、市町村と連携した防災計画の見直しを依頼しているところです。</p> <p>一方で、全ての小中学校の防災担当教員を対象として、防災教育の専門家を招いた研修会を開催し、より実践的な防災教育の在り方について指導するとともに、今回の大震災を踏まえた「地震防災啓発パンフレット」を全ての児童生徒に配布することで、防災意識をより一層高める取り組んでいきます。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 (1) ①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
【3】以下の事項を実現し、福祉施策を充実してください。			
1. 安心できる介護保障について			
(1) 介護保険について			
① 介護保険料を引き下げてください。財政安定化基金の取り崩し、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。			
<回答要旨>			
65歳以上の高齢者の方々の介護保険料については、保険者である市町村が、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき決定するものです。また、保険料負担段階設定についても、市町村の判断によるものとされています。県としては、市町村に対し、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定をお願いしているところです。			
財政安定化基金については、給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による保険財政の不足について、資金の交付・貸付を行うことを目的としているため、今後必要が見込まれる額を適切に見込み、確保しておく必要があります。その一方で、第5期保険料が上昇することが見込まれることから、県としても必要最低額は基金として確保しながら積極的に取り崩しを行い、市町村の介護保険料低減に努めていくこととしております。			

別 紙 (様式1)

要請番号	【3】1 (1) ②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施してください。			
<回答要旨>			
低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきましては、制度の趣旨に沿つて各保険者の判断により実施することができるとされています。 ただし、介護保険が介護を国民皆で支え合う制度である点や公平性という観点から、保険料の全額免除や、資産等を考慮せず収入のみに着目した一律減免、一般財源による保険料減免分の補填は適当ではないという国の方針が示されています。			
こうした中、県内でも多くの保険者において低所得者の方への個別の減免が行われています。			
なお、県としましても、低所得者対策は全国的な問題であることから、低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1(1)③	所管課名	高齢福祉課
------	----------	------	-------

<要請内容>

③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施してください。

<回答要旨>

低所得者に対する利用料の軽減につきましては、食費や居住費（滞在費）の負担上限額と基準費用額の差額を補足する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、1か月の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額介護サービス費」の支給、1年間の世帯における介護及び医療の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額医療合算介護サービス費」の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などが実施されています。

なお、県としましても、低所得の方でも必要なサービスが利用できるよう、利用者負担に関する低所得者対策の拡充について、国に対して要望しているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 (1) ④	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
<p>④ 要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」は、利用者の状態や意向に応じて、予防給付と介護予防事業（通所、訪問）、配食や見守りなどの生活支援、権利擁護、社会参加などの事業を総合的かつ一体的にサービス提供できるものであり、実施の判断につきましては、地域の実情に応じて市町村が行うこととなります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 (1) ⑤	所管課名	高齢福祉課
------	------------	------	-------

<要請内容>

⑤ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

<回答要旨>

県では、平成21年3月に「第4期愛知県高齢者保健福祉計画」を策定し、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護など施設・在宅サービスの基盤整備を計画的に推進しております。

また、平成21年度に「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を造成し、これにより、平成21年度から平成23年度の3年間に、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの緊急整備を進めているところです。

低所得者の方々に対しましては、利用者の1割負担の軽減措置や、特別養護老人ホームなどに入所している方には、居住費及び食費の軽減を行っているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1(1)⑥	所管課名	高齢福祉課
------	----------	------	-------

<要請内容>

⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

<回答要旨>

地域包括支援センターの設置については、人口規模、業務量、運営財源や専門職員の人材確保状況などを考慮して、最も効果的・効率的に業務を行えるよう市町村の判断により設置することとされおり、事業運営については、一部事務組合、広域連合や医療法人、社会福祉法人など市町村が適当と認める法人に委託できるものとされております。

また、委託費につきましても、各保険者の包括的支援事業の委託料として各市町村の状況に応じた必要金額を積算しているところであります。

こうした中、県としましても、地域包括支援センターの運営を安定させるため、包括支援事業費における支出限度額の緩和、介護予防支援業務の専任職員の確保及び適正な実施に向けた介護報酬の引き上げ等を国に対して要望しているところであります。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1(1)⑦	所管課名	地域福祉課、高齢福祉課
<要請内容>			
⑦ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。			
<回答要旨>			
<p>平成21年4月に介護報酬が改定（3%アップ）されましたが、他の業種との賃金格差を縮め、介護職員の処遇改善を更に進めるために「経済危機対策」として、平成21年度の補正予算により、介護職員1人当たり月額1万5千円相当分の賃金引き上げを趣旨とした国の基金事業による「介護職員処遇改善交付金」が創設されました。</p> <p>平成22年10月からは、介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定めるキャリアパスに関する要件等を加えております。</p> <p>なお、国の基金事業が平成23年度で終了予定となっていることから、基金終了後も、介護職員の処遇改善事業は、国の財政措置等による恒久的な制度として確立するよう、国に対して要望しているところであります。</p> <p>福祉・介護人材を確保するための研修につきましては、本県では、研修等を自ら実施することが困難な小規模事業所などが複数集まり、合同で研修などを実施する場合、また、介護福祉士等養成施設などが、介護福祉士等の有資格者で福祉・介護分野で就労していない方の再就業を支援するための研修や、介護労働者のキャリアアップ支援研修などを実施する場合には、その研修に係る費用を助成しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1(2)①	所管課名	高齢福祉課
------	----------	------	-------

<要請内容>

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
- ウ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

<回答要旨>

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるようするため、市町村が地域支援事業を活用して、高齢者の地域における自立した日常生活の支援など、それぞれの地域の実情に応じ、創意工夫を生かしながら多様な事業を実施することができるようになっております。

また、市町村では、単独事業としても、地域の実情に応じ様々な方法により、高齢者の自立した日常生活の支援のための事業を実施しております。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 (2) ①	所管課名	建設部公営住宅課
<要請内容>			
エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者 住宅を公営で整備してください。			
<回答要旨>			
現在、新たに建設している県営住宅は、全てバリアフリー対応となっており ます。  既設住宅で、バリアフリー化がされていない住宅につきましては、床段差の 解消や手すりの設置を行う改善工事を実施しており、平成21年度から平成 31年度までの11年間で5,500戸の改善を実施する計画です。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 (2) ②	所管課名	高齢福祉課
------	------------	------	-------

<要請内容>

② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

<回答要旨>

配食サービスは、市町村が実施しております地域支援事業において、栄養改善が必要な高齢者に対して、見守り活動を兼ねたサービスの支援が実施できることになっております。

また、地域支援事業で実施しない市町村についても、それぞれ単独事業として、地域の実情に応じ様々な方法により、配食サービスの事業を実施しております。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】1 (3) ①,②	所管課名	高齢福祉課
------	--------------	------	-------

<要請内容>

(3) 障がい者控除の認定について

- ① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

<回答要旨>

老齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が障害者控除の対象とされているところです。

障害者又は特別障害者であることの認定につきましては、国の通知により市町村の事務とされており、市町村では国が示した認定の基準や障害者控除の取扱いに関する参考事項に沿って認定方法を定め、手続きが円滑に行われるよう広報紙、窓口での案内・チラシの設置、要介護認定者への案内などにより周知を図っています。

「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えておりますが、各市町村が介護保険制度の趣旨に沿って、適切な方法で認定を行うよう周知徹底を図っているところです。

また、障害者控除等の認定基準につきまして、対象者の認定が公平、公正かつ適切に行われるよう具体的、統一的な基準を示すよう国に要望しているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】2 ①	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
2.高齢者医療などの充実について			
(1) 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。			
<回答要旨>			
後期高齢者医療制度については、昨年12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめをもとに、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められておりますので、その動向を注視していく必要があります。なお、福祉医療制度の一つであります後期高齢者福祉医療費給付制度につきましては、少子・高齢化の急速な進展など社会環境の大きな変化に対応とともに、将来にわたって福祉医療制度を安定的に維持・運営していくために、実施主体である市町村と協議の上、平成20年度に福祉医療全体について見直しを行い、主たる生計維持者が非課税である寝たきり、認知症の方については、助成対象としております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】2 ②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 後期高齢者医療制度への基金の取り崩し、健康診査事業への補助を行い、保険料の引き上げをしないでください。			
<回答要旨>			
<p>後期高齢者の保険料については、昨年、2年ごとの保険料改定を行いました際、保険料の増加抑制のため、国、県、広域連合の三者で拠出して造成しました後期高齢者医療財政安定化基金から、交付金を交付することとし、今年度は、約46億7,074万円を広域連合に対して交付する予定となっております。</p> <p>なお、健康診査事業に要する経費についても、この基金の交付金が充当されます。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】2 ③	所管課名	医務国保課
------	--------	------	-------

<要請内容>

③ 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

<回答要旨>

資格証明書の発行（広域連合）は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置ですが、厚生労働省からの通知（21年10月）により、現在においては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則として交付しないことが基本的な方針となっています。

また、短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設け、保険料の納付につなげるために発行しているもので、国の通知等に基づき、適正な手続きのもとに行われているところであります。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】3 ①	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
3. 子育て支援について			
① 18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。			
<回答要旨>			
子ども医療費助成制度については、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、平成20年4月から通院については小学校就学前まで、入院については中学校卒業までと、無料化の範囲を従来に比べまして大幅に拡大したところです。			
依然として厳しい財政状況が続き、平成23年度予算においても取崩型基金の残高が枯渇する中で、お子さんに安心して医療を受けていただくため、この水準を維持したところであります。			
また、市町村により現物給付（窓口無料）の対象年齢が異なっておりますが、市町村ごとに努力いただいているところです。			

別 紙 (様式1)

要請番号	【3】3 ②	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
<p>② 妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>妊娠婦の健診に関する財源は、平成10年度から市町村への地方交付税措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがなされてきました。平成21年1月からは地方交付税及び国交付金により、妊娠婦健診の公費負担が従来の5回から14回に拡大され、平成21年度からは、すべての市町村で14回の妊娠婦健診を実施しております。</p> <p>本制度については、平成23年度末までの時限的措置であることから、引き続き円滑に事業を実施できるよう、国へ財源の確保について要望しているところです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】3 ③	所管課名	教育委員会財務施設課
<要請内容>			
<p>③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>就学困難な児童及び生徒に係る就学援助は、市町村が実施主体であります。「就学援助」には、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」による国の補助金を受けて、国の基準により実施する生活保護法に規定する「要保護児童生徒」に対するものと、市町村が独自の基準を設けて実施する「準要保護児童生徒」に対するものがあります。</p> <p>なお、「準要保護児童生徒」に対する就学援助については、平成17年度から、地方分権改革の一環として、国の補助金を廃止し、財源を税源移譲及び地方交付税化されたところです。</p> <p>県においては、法定受託事務として、「要保護児童生徒援助費補助金」について、市町村からの補助金申請の取りまとめ、国からの交付決定通知事務、及び国の委任による補助金の支出事務のみを行っております。</p> <p>なお、国に対しては、「要保護児童生徒援助費補助金」については市町村の就学援助の実態に応じ、所要額を確保すること、及び準要保護児童生徒の就学援助に要する経費については十分な財源措置を図ることを要望しています。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】3 ④	所管課名	教育委員会健康学習課
<要請内容>			
④ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。			
<回答要旨>			
<p>学校給食にかかる経費については、学校給食法により負担者が定められており、施設設備費・人件費は設置者である市町村、他の経費は保護者が負担することになっております。ただし、光熱水費は管理的経費の性格が強いことから設置者負担とすることが望ましく、県内の市町村では食材料費のみを保護者に負担していただいております。</p> <p>なお、一部の市町村においては、保護者の経済的負担を軽減するために給食費の一部に補助しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】4 ①	所管課名	医務国保課
------	--------	------	-------

<要請内容>

4. 国保の改善について

- ① 国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

<回答要旨>

市町村国保は、被保険者の年齢が高く、所得が低いという構造的な問題を抱えていますが、市町村国保を将来にわたり安定的に運営していくためには、事業運営面での効率化による支出削減や財政安定化を図る必要があり、広域化は有効な手段と考えております。

しかしながら、国保の財政的な問題の解決のためには国による公費負担の拡大が不可欠であり、強く国に要望しているところです。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】4 ②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 国民健康保険への愛知県の補助金を増額してください。			
<回答要旨>			
県単独補助金は、県の危機的な財政状況から年々削減を余儀なくされております。			
そのため、市町村への県補助金である「事業費補助金」は県独自の福祉医療制度の実施に伴い、国から市町村へ交付される「療養給付費等負担金」の減額措置に対する補填であることから、まず、この減額措置を廃止するよう国に働きかけております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】4 ③	所管課名	医務国保課
------	--------	------	-------

<要請内容>

③ 保険料(税)について

- ア これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。  
当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ 前年所得が生活保護基準額の 1.4 倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ 所得激減による減免要件は、「前年所得が 1,000 万円以下で当年の見込所得が 500 万円以下、かつ前年所得の 10 分の 9 以下」にしてください。

<回答要旨>

保険料（税）の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって保険料の納付が著しく困難になった方、また、これに準ずると認められた方で、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。

なお、この減免に対しては、国の財政調整交付金で補填される仕組みが出来ております。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】4 ④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
④ 保険料（税）滞納者への対応について			
ア 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。			
<回答要旨>			
被保険者資格証明書については、平成12年度の法改正で法的整備がなされ、国民健康保険法第9条第3項において、「保険料の滞納につき、災害その他政令で定める特別な事情がある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。」とされました。被保険者資格証明書は、同法第9条第6項に基づき、被保険者証の返還に伴い交付するものであります。			
なお、昨年7月から、高校生世帯のいる世帯には資格証明書を発行しないなど、国も制度の見直しを社会状況の変化に合わせて行っております。			
ところで、保険証が手元に届かない被保険者がいらっしゃいましたら、市町村の国民健康保険担当課にその旨をご連絡ください。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】4 ④	所管課名	医務国保課
------	--------	------	-------

<要請内容>

イ 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

エ 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

<回答要旨>

市町村は、法令に則り国保事業を執行しているところですが、保険料（税）滞納者に対しては、市町村の担当者が納付（税）相談を行い、住民である被保険者が納付（税）できる状況作りに努めておりますので、保険料（税）の納付について是非市町村の窓口でご相談ください。

被用者保険等の被保険者や生活保護の被保護者以外は国民健康保険の被保険者となることから、市町村の国民健康保険の担当課では国民年金の担当、生活保護の担当とも連携し、常日頃から未適用者の実態把握に努めております。

別 紙（様式1）

要請番号	【3】4 ⑤	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
<p>⑤ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者、また、これに準ずると認められた者のうち、個々の状況を確認したうえで、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。</p> <p>なお、この減免の対象となる条件が市町村により異なることから、その制度周知については、市町村独自に被保険者に対して実施することとなります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】5 ①	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
5. 障がい者施策の充実について			
① 障がい者（児）の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。			
ア 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。			
<回答要旨>			
自立支援医療については、世帯の所得に応じた区分により負担上限額が定められ、利用者負担の軽減が図られていますが、一層の軽減が図られるよう、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会を通じて国に要望しているところであり、実現に向けて今後も要望していきます。			
また、現在、国の障害者制度改革において関連法の整備が進められており、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）についても検討が行われているところですが、新法制定までの間においても、可能な限り施策の改善を進めるよう、全国知事会から国に要望しています。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】5 ①	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
<p>イ 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>障がい児入所・通園利用料、居宅介護・行動援助（援護）などの福祉サービス利用料、補装具については障害者自立支援法等に基づき各市町村で実施しているところです。利用者負担については、自己負担を軽減するために軽減措置が講じられており、平成22年4月1日からは、障害福祉サービス及び補装具について、市町村民税非課税世帯の利用者負担が無料となっています。</p> <p>今後も国に対しては、引き続き実態を踏まえた検証を行った上で、障害者が安心して必要なサービスを利用することができる、簡素でわかりやすい恒久的な制度とするよう、要望してまいります。</p> <p>なお、施設利用者へは、国の一定の軽減措置が図られており、県としては、さらに助成制度を設けることは考えておりません。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】5 ①	所管課名	障害福祉課
------	--------	------	-------

<要請内容>

ウ 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。

特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

<回答要旨>

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得者（市町村民税非課税世帯）の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、市町村に対しては、地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても検討をお願いしているところです。

なお、本県としては、障害者が必要なサービスを利用できるよう「市町村が、必要な事業を確実に実施できるよう、また、超過負担が生じないように十分な財源措置を講ずること」や「事業の実施については市町村間に大きな格差を生じさせないために、各事業の実施方法や単価について標準的なモデルを示すこと」を、国に対して要望しているところです。

別 紙 (様式1)

要請番号	【3】5 ①	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
エ 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。			
<回答要旨>			
<p>施設利用者の食費・光熱水費の自己負担については、自己負担を軽減するための軽減措置が講じられておりますが、今後も国に対して、引き続き実態を踏まえた検証を行い、障害者が安心して必要なサービスを利用することができる、簡素でわかりやすい恒久的な制度とするよう要望してまいります。</p> <p>なお、施設利用者へは、国の一定の軽減措置が図られており、県としては、さらに助成制度を設けることは考えておりません。</p>			
(参考:現状等)			
〔障害児〕			
施設入所 : ・食費・光熱水費の実費負担を軽減するため、地域で子どもを養育する費用（低所得世帯、一般世帯1は5万円、一般世帯2は7.9万円）と同様の負担となるように補足給付が行われている。 ・その他生活費として25,000円、教育費相当分として9,000円を加算して補足給付額を算定 ・市町村民税非課税世帯については、医療型個別減免が適用（医療型施設のみ）			
通所施設 : ・低所得世帯と一般世帯（所得割28万円未満）の場合、食費の負担が軽減されている。			
〔障害者〕			
施設入所 : ・低所得者に対し、福祉サービス費の定率負担と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に2万5千円が残るよう補足給付を支給。 ・市町村民税非課税世帯については、医療型個別減免が適用（医療型施設のみ）			
通所施設 : ・低所得、一般世帯（所得割16万円未満）の方は、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額の約3分の1となっている。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】5 ②	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
<p>② 実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>障害程度区分認定につきましては、「二次判定における知的障害者及び精神障害者等の上位区分への変更率が高くなっていることから、コンピューターによる一次判定において、障害程度区分が適切に反映されるよう、現行の認定状況などを踏まえ、認定調査項目や判定プロセスなどを見直すこと。」や障害程度区分によるサービスの利用制限につきましても、必要な見直しを行うよう、国に対して要望しているところであります。</p>			
<p>移動支援につきましては、利用範囲や時間数などの実施内容は、各市町村の判断により設定することと定められております。</p>			
<p>なお、移動支援事業等の地域生活支援事業費補助金の国の予算につきましては、対象経費満額の補助となっていない状況であることから、十分に予算を確保されるよう、国に対して要望しているところです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】5 ③	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
<p>③ 第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>第3期障害福祉計画につきましては、障害当事者の方や、そのご家族の方及び関係団体等の方にも参画していただいている愛知県障害者施策推進協議会においてご意見を伺いながら策定作業を進めているところですが、今後、愛知県障害者自立支援協議会においてもご意見を伺い、素案を作成する予定といたします。また、素案策定後はパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様からもご意見を伺ってまいります。</p> <p>障害福祉計画におきましては、障害のある方が、その能力と適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの見込量等を設定することとしており、第3期計画につきましても、地域における適切なサービス提供体制の整備に寄与するものにしたいと考えています。</p>			

紙（様式1）

要請番号	【3】5 ④	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
④ 障害者政策委員会を設置してください。			
<回答要旨>			
<p>障害者基本法におきましては、これまで、内閣府に「中央障害者施策推進協議会」を、都道府県に「地方障害者施策推進協議会」を置くこととされていましたが、本年8月の同法の一部改正により、これらの協議会も見直され、内閣府には「障害者政策委員会」を、都道府県には「審議会その他の合議制の機関」を置くこととされました。</p> <p>については、改正基本法に基づき、現行の愛知県障害者施策推進協議会について、必要な見直しをしてまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】6 ①	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
6. 健診事業について			
<p>① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式とともに実施してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>特定健診は医療保険者が、がん検診については市町村が実施主体として、それぞれの事業を踏まえて行っているものであります。検診の実施については、住民の利便を図り、健診を受けやすくするよう、実施主体に対してお願いをしているところです。</p> <p>また、歯周疾患検診についても、健康増進法に基づき、市町村が実施主体となり、それぞれの事情を踏まえて行っているものであります。現在、県下全54市町村において、対象年齢である40歳、50歳、60歳及び70歳の方が年1回受診できる体制を整備しており、40市町村では無料となっております。検診形態については、住民の利便性を考慮して、検診を受けやすくするよう実施主体が努力しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】6 ②	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられる ようにしてください。			
<回答要旨>			
40歳未満の住民を対象とした健康診査については、学生であれば「学校保健法」のもと、働いている人は「労働安全衛生法」のもと無料で健診を実施しています。また、無職の方であれば、市町村が実施主体となり、健康増進事業の一環として健康診査を実施しているところもあります。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】7 ①,②	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
7.予防接種について			
<p>① ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV（子宮頸がんワクチン）の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。</p> <p>② 高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種に助成制度を設けてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>ヒブワクチンを始めとする任意で行われている予防接種を対象として、現在、厚生科学審議会の予防接種部会において、予防接種法に規定することについて、費用負担のあり方も含めて検討されているところです。</p> <p>県としては、この動向を注視しているところであります、現時点において助成制度を独自に導入することは考えておりませんが、任意予防接種の定期接種化を引き続き国に対して強く要望していくとともに、今後の国の動きに適切に対応してまいります。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【3】8 ①	所管課名	地域福祉課
<要請内容>			
8.生活保護について			
<p>① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。</p> <p>また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>生活保護の申請については、申請権を侵害することのないよう、又、申請権を侵害していると疑われる行為自体厳に慎むよう各福祉事務所に対し、会議や指導監査等、機会を捉えて指導しているところであります。</p> <p>生活保護の実施に当たりましては、厚生労働省が示した「保護の実施要領」に基づき、各福祉事務所が適切かつ迅速に対応するよう、福祉事務所を指導しております。</p>			

紙（様式1）

要請番号	【3】8 ②	所管課名	地域福祉課
------	--------	------	-------

<要請内容>

② 自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

<回答要旨>

自家用車の所有を認めるかどうかは、生活保護の受給決定後に判断されることであり、申請時にその処分を示唆したり、所有を理由として申請の受け取り拒否や申請却下をするようなことがないよう、指導監査等を通じて福祉事務所を指導しているところです。

紙（様式1）

要請番号	【3】8 ③	所管課名	地域福祉課
<要請内容>			
<p>③ 就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>専門職を含む正規職員の配置については、毎年増員を図るなど適正配置に勤めているところでありますが、昨今の生活保護世帯の急増に伴い、基準を満たさない人員配置となっている福祉事務所がある状況となっております。</p> <p>年度途中の人員配置については対応が困難な面もありますが、生活保護を適正に行うための現業員等の配置はもとより、面接相談員・就労支援員の配置について一層努めるよう、会議や指導監査など機会を捉え、福祉事務所に要請しているところです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【4】1 ①	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
【4】国および広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。			
1.国に対する意見書・要望書			
<p>① 消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。</p> <p>受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。</p> <p>年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>			
<回答要旨>			
年金制度は国の直轄事務でありますので、国政の場での議論を見守ってまいります。			
なお、年金記録不備問題に関しては、県民に大きな不安を与えていることから、平成19年8月全国知事会から国に対し、「早急に住民の不安を解消し、年金制度に対する信頼を回復するため、適切な対応がなされるよう」要請しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【4】1 ②	所管課名	医務国保課
------	--------	------	-------

<要請内容>

② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

<回答要旨>

後期高齢者医療制度廃止に向け、厚労省主宰の高齢者医療制度改革会議において、昨年12月に『高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）』がなされました。

それによれば、被用者である高齢者や被扶養者は被用者保険に、それ以外の方は国保に加入するとなっています。

また、都道府県単位化の問題は、【2】4①で回答したとおりです。

別 紙（様式1）

要請番号	【4】1 ③	所管課名	地域福祉課、高齢福祉課
<要請内容>			
<p>③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>介護給付費における国の負担分25%（施設給付費については20%）のうち、定率分は20%（施設給付費は15%）で、残りの5%は調整交付金とされていることから、県としましては、これまで全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて「調整交付金については、国庫負担分とは別枠で措置すること」を要望しており、今後も引き続き要望してまいります。</p> <p>また、所得の低い方々が利用料の負担が過重になることから介護サービスの利用を控えることのないよう、低所得者に対する利用料の軽減についても、国に対し要望しているところです。</p> <p>介護労働者の処遇改善につきましては、社会福祉施設経営者などの方々の福祉・介護職員の資質向上に関する意識を高めるため、福祉人材センターにおいて、福祉施設の管理職員や施設長、社会福祉事業者の経営者や役員の方などを対象として、職員のモチベーション力をアップさせるための職場の環境づくり、経営力・人間力をアップさせるための研修などを実施しております。</p> <p>また、介護職員処遇改善交付事業を通じて、賃金の引上げを図るとともに、この交付要件の中に、職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うキャリアパスも含めるなどして、介護職員の処遇改善の促進を図っているところであります。なお、来年度からは、介護保険法の改正により、介護事業所における労働法規の遵守が徹底され、事業者指定の欠格要件及び取消要件にも労働基準法等違反者が追加されることとなり、介護人材の確保を目指した労働環境の改善がより一層図られることとなります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【4】1 ④	所管課名	児童家庭課、医務国保課
------	--------	------	-------------

<要請内容>

④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

<回答要旨>

医療保険制度においては、就学前までは自己負担が2割となっておりますが、子育て家庭へのさらなる経済的支援は重要と考えていますので、医療保険によるさらなる負担の軽減や無料化などを図ることについて国に対して要望しているところです。

また、子ども医療費助成を始めとする地方単独福祉医療費の実施に伴う国庫負担金の減額に対して、県が単独で補助を行うなど、財政的な負担となつていることから、当該制度の実施に伴う国庫負担金の減額制度の廃止については、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、毎年、国に要望しております。

妊産婦の健診については、平成10年度から市町村への地方交付税措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがなされてきました。

平成21年1月からは地方交付税及び国交付金により、妊婦健診の公費負担が従来の5回から14回に拡大されていますが、本制度については、平成23年度末までの時限的措置であることから、国の財政措置による恒久的な制度として確立するよう、国に対して要望しているところです。

別 紙

要請番号	【4】1 ⑤	所管課名	総務部税務課
<要請内容>			
⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。			
<回答要旨>			
平成23年6月30日に、政府・与党社会保障改革検討本部において取りまとめられた「社会保障・税一体改革成案」において、「社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされており、今後の国会等での議論の推移を見守っていきたいと考えております。			

紙（様式1）

要請番号	【4】1 ⑥	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
<p>⑥ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。</p>			
<回答要旨>			
<p>医師不足の問題に対応するため、病院勤務医の負担軽減につながる診療報酬の評価の引き上げについて、国に要請を行っている他、救急医療の最後の砦である救命救急センターが円滑に運営をすることができるよう診療報酬上の評価を充分に行うよう要請しています。</p>			

紙（様式1）

要請番号	【4】1 ⑦	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
<p>⑦ 障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>障害者が地域で安心して暮らせるよう「障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）」については、利用者や自治体等の意見を反映したものとともに、その施行に際しては、利用者や自治体が混乱することがないよう、十分な説明を行うこと」として国へ要望しているところです。</p> <p>また、介護保険制度優先適用については、介護保険にはないサービスを利用する場合や同種のサービスにおいて利用量が不足する場合などにおいて障害福祉サービスの利用ができることになっています。</p> <p>障害者自立支援法に代わる新しい障害者制度の検討の中では、この利用者負担や介護保険優先についても検討され、障害者総合福祉法の骨格が提言されたところでありますので、今後の状況を注視し、適宜対応してまいりたいと考えています。</p>			

紙（様式1）

要請番号	【4】1 ⑧	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
<p>⑧ ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。</p>			
<回答要旨>			
<p>県ではこれまで、全国衛生部長会や国の施策・予算に対する要請において、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンを始め、水ぼうそうやおたふくかぜワクチンにつきましても、早期に定期接種化を図るよう、平成19年度から毎年、対象ワクチンを順次拡大して国に要望してまいりました。</p> <p>県としましては、今後とも、必要な予防接種が早期に全国一律に実施されるよう、引き続き国に対して強く要望してまいります。</p> <p>なお、不活化ポリオワクチンにつきましては、現在、複数の企業によりワクチンの開発が進められており、本年末頃より順次薬事承認申請がなされる予定です。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【4】2 ①～④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
2.愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書			
<p>① 保険料の引き上げをしないでください。</p> <p>② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自減免制度を設置・拡充してください。</p> <p>③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。</p> <p>④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>後期高齢者の保険料につきましては、増加抑制のため、後期高齢者医療財政安定化基金から、交付金を交付しております。</p> <p>なお、所得の低い方については、平成20年6月以降、保険料の軽減割合を拡大しており、この保険料軽減分として、今年度、県においては、約64億3千万円を予算計上しております。</p> <p>また、資格証明書の発行は、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、原則、交付しないことが基本的な方針となっております。</p> <p>いずれにしましても、後期高齢者医療制度については、昨年12月の高齢者医療制度改革会議の最終とりまとめをもとに、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められており、その動向を注視していく必要があると考えます。</p>			